

高知県農業用ハウス防災対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条 省略</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、県が策定する「園芸産地における事業継続推進計画」(以下「推進計画」という。)に基づき、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた取組を支援するため、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱(令和4年12月6日付け4農産第3114号農林水産事務次官依命通知。以下、「国交付等要綱」という。)及び園芸産地における事業継続強化対策実施要領(令和4年12月6日付け4農産第3377号農林水産省農産局長通知)に基づき実施する事業のうち次に掲げる事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)、農業者(農業を営む個人又は法人をいう。以下同じ。)の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。)、地域農業再生協議会等(経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け経営第8837号農林水産省経営局長通知)第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会、果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)第2の1に定める産地協議会)又は特認団体(知事が中国四国農政局長と協議して適当であると認める団体をいう。)が実施する場合であって、当該事業に要する経費に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>第3条 省略</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第4条 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、県が策定する「園芸産地における事業継続推進計画」(以下「推進計画」という。)に基づき、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた取組を支援するため、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱(令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知)及び園芸産地における事業継続強化対策実施要領(令和3年1月29日付け2生産第1828号農林水産省生産局長通知)に基づき実施する事業のうち次に掲げる事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)、農業者(農業を営む個人又は法人をいう。以下同じ。)の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。)、地域農業再生協議会等(経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け経営第8837号農林水産省経営局長通知)第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会、果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知)第5の1に定める産地協議会)又は特認団体(知事が中国四国農政局長と協議して適当であると認める団体をいう。)が実施する場合であって、当該事業に要する経費に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>第3条 省略</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第4条 省略</p>

1～2 省略

3 補助事業者（市町村を除く。）が第1項の補助金交付申請書を提出するときは、県税の滞納がない旨を証する納税証明書及び県に対する税外未収金債務の滞納がない旨の誓約書兼同意書（別紙参考様式1）を添付しなければならない。なお、納税証明書に代わり、県税完納情報の提供に係る同意書（別紙参考様式2）及び本人確認書類の写しをもって代えることができるものとする。

4 省略

5 第3項の県税納税証明書は、県税の納税義務がない場合は、県税納税証明書に代えて、その旨の申立書（別紙参考様式3）を添付しなければならない。

第5条～第6条 省略

（補助の条件）

第7条

（1）～（4） 省略

（5）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記第5号様式による遅延届出書を知事に提出して、その指示を受けなければならないこと。ただし、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、第12条第1項に規定する繰越承認申請書の提出をもって遅延届出書の提出に代えることができる。

（6）～（12） 省略

（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ別記第6号様式による補助金変更等承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）～（4） 省略

2～3 省略

（補助事業遂行状況報告書）

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在にお

1～2 省略

3 補助事業者（市町村を除く。）が第1項の補助金交付申請書を提出するときは、県税の滞納がない旨を証する納税証明書及び県に対する税外未収金債務の滞納がない旨の誓約書兼同意書（別紙参考様式2）を添付しなければならない。

4 省略

5 第3項の県税納税証明書は、県税の納税義務がない場合は、県税納税証明書に代えて、その旨の申立書（別紙参考様式1）を添付しなければならない。

第5条～第6条 省略

（補助の条件）

第7条

（1）～（4） 省略

（5）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならないこと。

（6）～（12） 省略

（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ別記第5号様式による補助金変更等承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）～（4） 省略

2～3 省略

（補助事業遂行状況報告書）

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在にお

いて別記第7号様式による補助金遂行状況報告書1部を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業の成果を記載した別記第8号様式による補助金実績報告書1部を知事に提出しなければならない。

2 省略

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第9号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。また、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額等がない場合は、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

4 第1項の規定による補助金実績報告書の提出があった後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を同項の規定に準じて提出するものとする。

5 知事は、前項の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、改めて額の確定を行うものとする。

6 第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金の概算払)

第11条 省略

2 前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記第10号様式による概算払請求書に知事が別に定める書類を添えて、1部を知事

いて別記第6号様式による補助金遂行状況報告書1部を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業の成果を記載した別記第7号様式による補助金実績報告書1部を知事に提出しなければならない。

2 省略

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第8号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。また、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかにならない場合又は当該消費税仕入控除税額等がない場合は、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

追加

(補助金の概算払)

第11条 省略

2 前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記第9号様式による概算払請求書に知事が別に定める書類を添えて、1部を知事

に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、速やかに別記第 11 号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 省略

3 補助事業者は、第 1 項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第 12 号様式による年度終了報告書を当該年度の 3 月 31 日までに知事に提出しなければならない。

第 13 条 省略

(関係書類の保管)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得した財産 1 件当たりの取得価格が 50 万円以上（税抜）の機械又は器具で、処分制限期間を経過しないものにあつては、[国交付等要綱第 23 第 1 項第 4 号](#)に定められた別記様式第 9 号による財産管理台帳その他関係書類を保管しなければならない。

(補助金調書の作成)

第 15 条 ~~補助事業者は、~~当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記第 13 号様式による補助金調書を作成しておかなければならない。

第 16 条～第 18 条 省略

附則

この要綱は、平成31年 3 月 20 日から施行する。

に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、速やかに別記第 10 号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 省略

3 補助事業者は、第 1 項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第 11 号様式による年度終了報告書を当該年度の 3 月 31 日までに知事に提出しなければならない。

第 13 条 省略

(関係書類の保管)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得した財産 1 件当たりの取得価格が 50 万円以上（税抜）の機械又は器具で、処分制限期間を経過しないものにあつては、[園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 1854 号農林水産事務次官依命通知）第 22 第 1 項第 4 号](#)に定められた別記様式第 9 号による財産管理台帳その他関係書類を保管しなければならない。

(補助金調書の作成)

第 15 条 ~~補助事業者は、補助事業者は、~~当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記第 12 号様式による補助金調書を作成しておかなければならない。

第 16 条～第 18 条 省略

附則

この要綱は、平成 31 年 3 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月13日から施行する。

追加

別表（第3条、第8条関係）					別表（第3条、第8条関係）				
事業	補助対象経費	補助率	補助要件	取組主体	事業	補助対象経費	補助率	補助要件	取組主体
1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備	省略	省略	1～2 省略	1～3 省略 4 省略 ①～②省略 ③ 「果樹産地構造改革計画	1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備	省略	省略	1～2 省略	1～3 省略 4 省略 ①～②省略 ③ 「果樹産地構造改革計画
2 園芸産地における事業継続計画の実践				について」(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)第2の1に定める産地協議会	2 園芸産地における事業継続計画の実践				について」(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)第5の1に定める産地協議会
(1) 自力施工等の技能習得及び災害復旧の実証	省略	省略	1～3 省略	5 省略	(1) 自力施工等の技能習得及び災害復旧の実証	省略	省略	1～3 省略	5 省略
(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策	省略 ② 補強等を行うハウスを対象として、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済、損害補償保険等に参加すること。	省略	1～3 省略 <u>削除</u> 4 助成対象者は、個々の経営体でも事業継続計画を策定すること。	5 省略	(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策	省略 ② 補強等を行うハウスを対象として、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に参加すること。	省略	1～3 省略 4 <u>助成対象者は収入保険に加入すること。</u> 5 助成対象者は、個々の経営体でも事業継続計画を策定すること。	5 省略
※その他留意事項 ① 上表の 事業 欄に掲げる1及び2(1)に係る経費と、2(2)に係る経費との相互間における経費の流用をしてはならない。					追加 ※上表の 補助対象経費 欄に掲げる1及び2(1)に係る経費と、2(2)に係る経費との相互間における経費の流用をしてはならない。				

② 事業欄 2 (2) の助成対象者は、非常時に事業を継続する観点から、農業保険法に基づく収入保険への積極的な加入に努めるものとする。

別記

第 1 号様式 (第 4 条関係)

1 ~ 5 省略

6 添付書類

・ 県に対する税外未収金債務の滞納がない旨の宣誓書兼同意書 (参考様式 1)
(市町村の場合は、間接補助金の交付を受けようとする者から提出された宣誓書兼同意書)

・ 県税完納情報の提供に係る同意書 (参考様式 2) _____ 等

参考様式 2 (第 4 条関係)

県税完納情報の提供に係る同意書

_____ 年 月 日

高知県知事 _____ 様

【申請者】

<u>住 _____ 所</u> <u>(法人本社所在地)</u>	
<u>フリガナ</u>	
<u>氏 _____ 名</u> <u>(法人名称及び代表者職氏名)</u>	
<u>電 話 番 号</u>	
<u>生年月日 (個人の場合)</u>	

私は、下記のこと同意します。

記

追加

別記

第 1 号様式 (第 4 条関係)

1 ~ 5 省略

6 添付書類

・ 県に対する税外未収金債務の滞納がない旨の宣誓書兼同意書 (参考様式 1)
(市町村の場合は、間接補助金の交付を受けようとする者から提出された宣誓書兼同意書)

追加

追加

(1) 高知県農業用ハウス防災対策事業費補助金交付審査のため、全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関して、税務課から農業イノベーション推進課に県税の完納情報の提供を行うこと。

(2) (1) の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。

(3) 県税の完納情報の提供に当たり、農業イノベーション推進課の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

【注意事項】

- ・法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称及び代表者職氏名をご記入ください。
- ・この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。
- ・県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。
- ・本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。

参考様式 3（第4条関係）

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
市町村等長

令和 年度高知県農業用ハウス防災対策事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました。令和 年度高知県農業用ハウス防災対策事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県農業用ハウス防災対策事業費補助金交付要綱第7条第4号の規定により、その承認を申請します。 省略

参考様式 2（第4条関係）

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
市町村等長

令和 年度高知県農業用ハウス防災対策事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました。事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県農業用ハウス防災対策事業費補助金交付要綱第7条第4号の規定により、その承認を申請します。 省略

第5号様式（第7条関係）

第 号

年 月 日

高知県知事 様

所在地

市町村等長

令和 年度高知県農業用ハウス防災対策事業費補助金遅延届出書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました令和 年度高知県農業用ハウス防災対策事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、高知県農業用ハウス防災対策事業費補助金交付要綱第7条第5号の規定により、届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完 了予定 年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 括弧内は、該当するものを記載してください。

2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を

追加

記載し、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載してください。

3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。

第6号様式（第8条関係）

第7号様式（第9条関係）

第8号様式（第10条関係）

第9号様式（第10条関係）

第10号様式（第11条関係）

第11号様式（第12条関係）

第11－2号様式

第12号様式（第12条関係）

第13号様式（第15条関係）

第5号様式（第8条関係）

第6号様式（第9条関係）

第7号様式（第10条関係）

第8号様式（第10条関係）

第9号様式（第11条関係）

第10号様式（第12条関係）

第10－2号様式

第11号様式（第12条関係）

第12号様式（第15条関係）